

第209回福井県原子力環境安全管理協議会 概要

原子力安全対策課

1. 日 時 令和2年1月15日（水） 15時00分～16時05分
2. 場 所 若狭湾エネルギー研究センター 2階 第1・2会議室
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
 - (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（令和元年度 第2四半期）
 - (2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果（令和元年度 第2四半期）
 - (3) 発電所の運転・建設および廃止措置状況（令和元年10月～令和2年1月）
 - (4) 大飯発電所1、2号機の廃止措置について
5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

(1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(令和元年度 第2四半期)

[県 原子力環境監視センター 村田 所長より説明]

(2) 原子力発電所から排出される温排水調査結果(令和元年度 第2四半期)

[県 水産試験場 石田 場長より説明]

(3) 発電所の運転・建設および廃止措置状況(令和元年10月～令和2年1月)

[県 原子力安全対策課より説明]

・質疑なし

(4) 大飯発電所1、2号機の廃止措置について

[原子力規制委員会 原子力規制庁 西村 地域原子力規制総括調整官]

[関西電力株式会社 近藤 副事業本部長]

(おおい町：中塚 町長)

- ・今ほど、事業者から説明があったが、少し気になるのは冒頭に、美浜と同様にという前置きがあったことである。確かに手順はそうだが、大飯1、2号機は大型炉であること、再稼働している3、4号機と同時並行的に行っていかなければならないこと、その他様々な差異もあるだろうが、安全・安心をしっかりと担保するよう、最大限の努力をお願いしたい。
- ・巨大な炉の初めての廃炉措置に突入する。福井県とおおい町ならびに事業者で締結した協定の中では、「立地地域に与える影響を鑑み、立地地域の振興と発展に最大限努めなければならない」、あるいは「地元企業の発展および地元雇用の促進に努めるものとする」という記載がある。当町にとっては本当に大きな影響があると思っているが、当町のみならず嶺南地域、そして広くは福井県にも影響すると思う。様々なビジネスチャンスへの参入機会の門戸開放、支援を含めて取り組んでいただきたい。

(関西電力：近藤 副事業本部長)

- ・美浜発電所と工程等は同様であるが、大飯1、2号機はアイスコンデンサー型のプラントであるため、格納容器が少し小さいという特徴がある。作業場所が狭いということもあり、現場で働いている方の安全対策をきちんとやりながら安全に努めていきたいと考えている。また、大飯3、4号機が動いており、アクセスルート、つまり事故時に使用するルートも含め、影響が無いということを確認しながら作業を進めてまいりたい。
- ・当事業は地域の皆さまのご理解の下で行っており、地域振興についても確実に実施してまいりたい。

(県議会：石川 委員)

- ・安全を確実に進める方法について説明があったが、一方で、素人でも分かるような事故が起きている。例えば、足場を組んでその上で作業を行い、その下でも作業をしているのは、非常識も甚だしい。足場の上で作業をしていたらその下を通してはいけないし、作業をしていれば物は上から下へ落ちるものである。このような細かなところに注意しなければならないが、現場監督はいなかったのか。
- ・厳しい安全対策工事を行っている中で、このような危険なことを軽い気持ちでやっていると大きな事故に繋がるということをよく理解しなければならない。この話を聞いて呆れてしまった。

(関西電力：近藤 副事業本部長)

- ・安全対策は非常に重要であるが、働いていただく方の労働、健康、命を守るということは非常に根本的な問題である。当社としても、今まで発生させた労災等を踏まえ、例えば、労働安全に長けている方による現場のパトロールやリスクの抽出、または基本動作の徹底ということをやっている。ご指摘のように、今回も労働災害を発生させており、県民の方々に非常にご心配をおかけし、誠に申し訳ない。
- ・当社としては、事前にリスク抽出したものが現場に合っているのか確認しつつ、現場は動いているため、追加で抽出されたリスクの内容を元々の評価にフィードバックする仕組みを作っている。よく労災が発生するのは状況が変わる時である。その際は、工程を無視して作業を止めて、安全を確保するよう常々言ってきており、これからも再発防止対策をきっちり実施していく。

(県議会：石川 委員)

- ・くどいようだがもう一度申し上げる。足場の上で作業し、その下でも作業をしている。物は上から下へ落ちるものである。現場監督はどこにいたのか。何の危険さも感じずに上下で作業をしている。上と下の間には何の囲いもされておらず、仮に囲いがされていても物が落ちるとそれを貫くものもある。
- ・機械のことについては分からないが、足場の上下の間に落下を防ぐものを作らずに作業するのは全くの素人である。本当に小さな事が大きな事故に繋がるのであり、そのことを全く知らずに作業を行っているというのは恥ずかしい次第である。もう少ししっかりとやらないと、またどこで起きるか分からない。

(関西電力：近藤 副事業本部長)

- ・高所からの物体の落下は非常に重篤な災害に繋がるため、ご指摘のような上下作業の禁止や足場から乗り出さないなど、基本動作を徹底していく。

(県議会：力野 委員)

- ・考え方について1つ確認させていただく。特定重大事故等対処施設の設置が間に合わなければ、

稼働中の発電所も停止すると委員長が仰ったと思う。原子力規制委員会があれだけ厳しい再稼働条件をあげて再稼働を認めておきながら、この条件を出して止めることは、立地地域にとっては納得し難いという声があることを伝えていただきたい。

- ・地球温暖化が叫ばれる中、原子力エネルギーについては、新しいエネルギー基本計画の中で電源比率を20～22%としておきながら、その方針と全く違う方向に見えてならない。特重施設が無ければ、原子力発電所が危ないということであれば、最初に出した認可との整合性はどのように考えているのか。
- ・国民生活を考えれば、今、中東の方であるようなことがあれば、ガソリンも燃料も全て上がるが、工事が完了するまでの1年間原子力発電所を止めて、火力発電所を使えということになる。そうしなければ国民生活は成り立たない。そういったことを総合的に考えても、特重施設が出来るまでの期間、運転を止めるという方針については、立地地域の者としては納得がいけないという声をきちっと届けていただきたいと思う。

(原子力規制庁：西村 地域原子力規制総括調整官)

- ・特重施設設置期限については、元々は本体施設の許可（※正しくは、新規制基準施行）から5年としていたが、原子力規制委員会の中で、審査に時間がかかっていることを受けて見直しを行い、本体施設の工事計画の認可から5年とした。特重施設の原子炉設置許可から5年とした場合、事業者が対応せず、審査が進まないというようなことになると、いつまで経っても施設が完成しないことになるため、本体施設の工事計画の認可日から5年という期限に1度変更している。
- ・特重施設が5年後に出来て稼働すると、テロ対策等の安全という観点では大きく高まる。現在、それが無いのかと問われると、再稼働に係る許可の際に、万一、航空機の衝突があったとしても対応出来るということを確認している。このため、特重施設の設置には5年の猶予を設けており、5年後に特重施設が完成することを前提にして基準を作っている。
- ・先ほど説明した新規制基準施行から5年とした時も、変更して工事計画の認可から5年とした時も、パブリックコメントという形で国民にそれを問うているわけである。原子力規制委員会として国民と約束した事項について、状況の変化も無しに変更することは厳しいと判断し、原子力規制委員会の中で議論した結果、期限が来る前に停止を求めて、期限が来た時には停止している状態にすると決議した。
- ・ご意見については、委員会に伝えさせていただく。

以上